



市 章

大津市公報

平 成 24 年 6 月 29 日
号 外 (第 37 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 83 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 84 大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則..... 1
- 85 大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
- 86 大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- 87 大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則..... 3
- 88 大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則..... 4
- 89 大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 5

消 防 局 訓 令

- 4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程..... 5

規 則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 6 月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第83号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条の4を次のように改める。

（育児を行う職員の早出遅出勤務の制限）

第8条の4 条例第8条の3第1項第2号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事業を行う施設等にその子（当該各号に掲げる事業を利用する者に限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業のうち援助希望者が子どもを預かる事業

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業（日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児に対し、活動の場を提供し、見守るとともに、社会に適應するための日常的な訓練等を行うサービスを提供する事業をいう。）

国の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業による補助を受けて放課後等における学習その他の活動を支援する事業

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 6 月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第84号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則（平成21年規則第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「省令」を「母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）に改める。

別表備考第2項中「には、同法」の次に「第314条の7及び同法」を加え、「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考第3項ただし書中「には」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、同項第1号中「第92条第1項及び」を「第78条第1項（同条第2項各号（同項第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）に限る。）のいずれかに該当する特定寄附金に限る。）、第92条第1項並びに」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定、別表備考第2項の改正規定（「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改める部分を除く。）、同表備考第3項第1号の改正規定及び同項第2号の改正規定（「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の養育医療の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の養育医療の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第85号

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金条例施行規則（平成12年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考第3項ただし書中「には」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、同項第1号中「並びに第2項第1号、第2号（」を「（同条第2項各号（同項第2号及び第3号にあっては、」に、「及び第3号（寄附金」を「のいずれかに該当する特定寄附金に係る部分」に改め、同項第2号中「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改め、「第41条の19の2第1項」の次に「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を加え、同表備考第5項中「額が350,000円」を「額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると保険者が認める場合において、同条第1号に規定する保険契約に係る保険料相当額として出産一時金に加算される額を除く。以下同じ。）が390,000円」に改める。

別表第2備考第2項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考第3項ただし書中「には」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法の規定の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、同項第1号中「並びに第2項第1号、第2号（寄附金に限る。）及び第3号（寄附金」を「（同条第2項各号（同項第2号及び第3号にあっては、寄附金に限る。）のいずれかに該当する特定寄附金に係る部分」に改め、同項第2号中「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改め、「第41条の19の2第1項」の次に、「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、別表第1備考第3項第2号の改正規定（「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改める部分を除く。）、同表備考第5項の改正規定及び別表第2備考第3項第2号の改正規定（「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の助産の実施に係る負担金について適用し、同日前の助産の実施に係る負担金については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の別表第2の規定は、施行日以後の母子保護の実施に係る負担金について適用し、同日前の母子保護の実施に係る負担金については、なお従前の例による。

大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第86号

大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく療育及び医療の給付等に関する規則(平成21年規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「には、同法」の次に「第314条の7及び同法」を加え、「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考第3項ただし書中「には」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、同項第1号中「第92条第1項及び」を「第78条第1項(同条第2項各号(同項第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金(以下「寄附金」という。)に限る。)のいずれかに該当する特定寄附金に限る。)、第92条第1項並びに」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改める。

別表第2備考ただし書中「には」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、同表備考第1号中「第92条第1項及び」を「第78条第1項(同条第2項各号(同項第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金(以下「寄附金」という。)に限る。)のいずれかに該当する特定寄附金に限る。)、第92条第1項並びに」に改め、同表備考第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、別表第1備考第2項の改正規定(「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改める部分を除く。)、同表備考第3項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定(「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を加える部分を除く。)、別表第2備考第1号の改正規定及び同項第2号の改正規定(「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の療育の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の療育の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の別表第2の規定は、施行日以後の小児慢性特定疾患医療の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の小児慢性特定疾患医療の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第87号

大津市障害者福祉負担金徴収等規則の一部を改正する規則

大津市障害者福祉負担金徴収等規則(平成18年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「居宅介護」の次に「、同行援護」を加え、同表備考第2項中「においては」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、「並びに第2項第

1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金)を「(同条第2項各号(同項第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金(以下「寄附金」という。)に限る。)のいずれかに該当する特定寄附金に係る部分)に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改め、同表備考第3項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改める。

別表第2中「児童デイサービス」を「障害児通所支援」に改め、同表備考第2項中「においては」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、「並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金)を「(同条第2項各号(同項第2号及び第3号にあっては、寄附金に限る。)のいずれかに該当する特定寄附金に係る部分)に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改め、同表備考第3項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改める。

別表第4備考第2項中「においては」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、「並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金)を「(同条第2項各号(同項第2号及び第3号にあっては、寄附金に限る。)のいずれかに該当する特定寄附金に係る部分)に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に改め、同表備考第3項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(「居宅介護」の次に「同行援護」を加える部分に限る。)及び別表第2の改正規定(「児童デイサービス」を「障害児通所支援」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の障害福祉サービスの提供又は提供の委託に係る負担金について適用し、同日前の障害福祉サービスの提供又は提供の委託に係る負担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、施行日以後の障害者支援施設等への入所又は入所の委託に係る負担金について適用し、同日前の障害者支援施設等への入所又は入所の委託の実施に係る負担金については、なお従前の例による。

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第88号

大津市老人福祉負担金徴収規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉負担金徴収規則(平成18年規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「第314条の7及び」の次に「同法第314条の8並びに」を加え、「第5条第2項」を「第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考第2項ただし書中「には」の次に「、所得税法第84条第1項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の例により控除すべき扶養控除の額を計算するものとし」を加え、同項第1号中「第92条第1項及び」を「第78条第1項(同条第2項各号(同項第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金(以下「寄附金」という。)に限る。)のいずれかに該当する特定寄附金に限る。)、第92条第1項及び」に改め、同項第2号中「第41条第1項及び第2項」を「第41条第1項から第3項まで」に改め、「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第89号

大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立森林キャンプ村の管理運営に関する規則(昭和62年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第13条」に改める。

第2条の見出しを「(開設期間等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 森林キャンプ村のテニスコート及びグラウンドゴルフコースを使用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、これを変更することができる。

第3条中「森林キャンプ村を使用しようとする者」を「条例第3条第1項の規定によりバンガロー等の使用の許可を受けようとする者」に改める。

第5条中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第6条中「第8条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第7条中「第8条第4項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第4号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程を次のように定める。

平成24年6月29日

大津市消防局長 新 宮 裕

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し、大津市消防局の所管に属する事項について必要な事項を定めるものとする。

(要望等の報告等)

第2条 条例第11条の規定による要望等の記録等の提出は、条例第9条第1項前段の規定による記録をしたときにあっては所定の様式による要望等記録兼報告書を、要望等(申請を除く。以下この条において同じ。)が書面でなされたときにあっては当該書面又は当該書面の写しを、次の各号に掲げる要望等の区分に応じ、当該各号に定める職にある者まで、順次上級職員を経て提出することにより行わなければならない。

特に重要なもの 消防局長

重要なもの 次長

定例又は簡易なもの 課等の長(大津市消防局の組織に関する規則(昭和44年規則第41号)第3条第1項に規定する課長、消防組織法(昭和22年法律第226号)第13条第1項に規定する消防署長並びに大津市消防署の組織に関する規程(昭和44年消防本部訓令第5号)第7条第1項に規定する分署長及び同条第3項に規定する所長をいう。以下同じ。)

(コンプライアンス推進員)

第3条 消防局に置くコンプライアンス推進員は、次長の職にある者をもって充てる。

(コンプライアンス推進本部の本部員等)

第4条 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号。以下「規則」という。)第16条第4項の規定により消防局から選任される本部員は、消防局長の職にある者をもって充てる。

2 規則第16条第4項の規定により消防局から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。

3 規則第16条第4項の規定により消防局から選任される幹事は、課等の長の職にある者をもって充てる。

(その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、条例の施行については、規則の例による。

附 則

この訓令は、平成24年6月29日から施行し、同年4月1日から適用する。